

○盛岡・紫波地区環境施設組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例

昭和43年3月30日条例第6号
改正 昭和46年3月30日条例第1号
昭和49年3月22日条例第1号
昭和51年3月29日条例第1号
昭和53年3月2日条例第2号
昭和59年2月24日条例第2号
平成元年2月28日条例第2号
平成3年2月14日条例第1号
平成4年2月25日条例第2号
平成4年4月1日条例第5号（題名改称）
平成5年2月23日条例第2号
平成7年2月23日条例第1号
平成9年2月20日条例第1号
平成12年3月30日条例第4号
平成18年2月27日条例第4号
平成19年3月2日条例第1号
平成21年2月18日条例第1号
平成28年3月28日条例第4号
令和5年3月20日条例第5号

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203、第203条の2条及び第204条の規定により、管理者、副管理者、組合議会の議員、監査委員、行政情報公開・個人情報保護不服審査会委員、行政情報公開運営審議会委員及び行政不服審査会委員（以下「特別職の職員」という。）の受ける報酬及び議員報酬（以下「報酬等」という。）並びに費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

（報酬等）

第2条 特別職の職員の報酬等は、別表のとおりとする。

2 年額の報酬等を受ける特別職の職員の報酬等は、毎会計年度につき支給するものとし、会計年度の途中において当該特別職の職員となり、又は当該特別職の職員でなくなった場合の報酬等の額は、月割によって計算する。

3 日額の報酬等を受ける特別職の職員の報酬等は、出務日数に応じ、その都度支給する。

（費用弁償）

第3条 特別職の職員が招集に応じて組合の会議に出席したとき又は職務のため旅行したときは、その費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の費用弁償の種類及び額は、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年矢巾町条例第3号）、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年矢巾町条例第4号）及び特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例（昭和31年矢巾町

条例第5号)の例による。

ただし、車賃算定の基礎は、盛岡市役所、紫波町役場及び矢巾町役場の所在地を起点とする。

(補則)

第4条 この条例の実施に関し必要な事項は、組合管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和43年3月28日から適用する。

附 則 (昭和46年3月30日条例第1号)

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則 (昭和49年3月22日条例第1号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (昭和51年3月29日条例第1号)

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 (昭和53年3月2日条例第2号)

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (昭和59年2月24日条例第2号)

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年2月28日条例第2号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年2月14日条例第1号)

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年3月2日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成4年4月1日条例第5号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年2月23日条例第2号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年2月23日条例第1号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年2月20日条例第1号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月30日条例第4号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 別表中管理者の項は、平成11年度においては、第2条の規定にかかわらず、年額に100分の20を乗じて得た額を差し引いた額とする。

3 別表中副管理者の項は、平成11年度においては、第2条の規定にかかわらず、年額に100分の10を乗じて得た額を差し引いた額とする。

附 則 (平成18年2月27日条例第4号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月2日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(収入役に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

3 前項の場合においては、この条例による第1条及び第2条中の改正後の盛岡・紫波地区環境施設組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定並びに盛岡・紫波地区環境施設組合監査委員に関する条例第7条の会計管理者の規定は適用せず、この条例による改正前の第1条及び第2条中の盛岡・紫波地区環境施設組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例第1条及び別表の収入役に関する規定並びに盛岡・紫波地区環境施設組合監査委員に関する条例第7条の収入役に関する規定は、なおその効力を有する。

附 則 (平成21年2月18日条例第1号)

この条例は、平成21年3月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月28日条例第4号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月20日条例第5号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

区 分		報酬等の額
組合議会の議員	議長	年額 39,000円
	副議長	年額 35,000円
	議員	年額 34,000円
監査委員	組合議会の議員のうちから選任された監査委員	年額 17,000円
	識見を有する者のうちから選任された監査委員	年額 34,000円
管理者		年額 46,000円
副管理者		年額 40,000円
行政情報公開・個人情報保護不服審査会委員		日額 7,000円
行政情報公開運営審議会委員		日額 7,000円
行政不服審査会委員		日額 7,000円